

答 申 第 2 3 号
令和 8 年 2 月 4 日

三田市長 田村 克也 様

三田市個人情報保護審
会長 吉川 正史



個人情報開示請求の部分開示決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 7 年 8 月 2 8 日付諮問第 2 3 号により諮問のありました下記の個人情報に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の件名

令和 7 年 6 月 1 1 日に発行された除籍全部事項証明書 1 通について、発行に係る申請等の内容がわかる文書。

答 申

1 審査会の結論

三田市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人からなされた「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく「令和 7 年 6 月 11 日に発行された除籍全部事項証明書 1 通について、発行に係る申請等の内容がわかる文書」（以下「本件個人情報」という。）の保有個人情報の開示請求に対し、令和 7 年 7 月 29 日付三市第 572 号で法第 82 条第 1 項の規定に基づき部分開示とした決定について、下記の情報を不開示情報として部分開示決定したことは違法であり、「依頼者の氏名又は名称」「印影」を除き、開示すべきである。

記

利用目的が推察できる箇所、利用目的の業務の種類、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、法人電話番号、弁護士名、登録番号、請求書番号

2 審査請求の趣旨

審査請求人が令和 7 年 7 月 15 日付で本件個人情報につき、保有個人情報の開示を請求したことに對し、実施機関が同年 7 月 29 日付三市第 572 号で部分開示の決定をしたところ、実施機関が法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとして、不開示とした利用目的の業務の種類、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、法人電話番号、弁護士名、登録番号、請求書番号については、他の自治体に対する開示請求では開示されていることから不開示にする理由はなく、実施機関は法の適用を誤っているとして、不開示とした部分の開示を求めて審査請求したもの（以下「本件審査請求」という。）である。

3 審査請求人の主張

本件審査請求に係る審査請求人の主張は、令和 7 年 8 月 15 日付審査請求書及び同年 9 月 30 日付個人情報部分開示決定理由説明書に対する意見書（以下「意見書」という。）及び同年 10 月 22 日に実施した口頭意見陳述によると、その概要は以下のとおりである。

実施機関が法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとして不開示とした利用目的の業務の種類、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、法人電話番号、弁護士名、登録番号、請求書番号については、他の自治体に対する請求では開示されていることからしても不開示情報には該当せず、実施機関は法の適用を誤っている。

実施機関が法第 78 条第 1 項第 2 号に該当すると主張する「利用目的の業務の種類、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由」（以下「本件不

開示情報」という。)については、戸籍謄本等職務上請求が、不正請求にあたるか否かを確認するためには、本件不開示情報を開示するべきである。また、開示に関する具体的な決定を行うにあたっては、法及び具体的な事案の内容に応じて検討し、必要な根拠条文を示したうえで決定を行うべきである。

よって、実施機関が審査請求人に対して令和 7 年 7 月 29 日付三市第 572 号で行った部分開示決定は取り消すべきである。

4 実施機関の主張

本件審査請求に係る実施機関の主張は、令和 7 年 9 月 11 日付個人情報部分開示決定理由説明書(以下「理由説明書」という。)、同年 10 月 31 日付「個人情報保護審査会における質問への回答」及び同年 10 月 22 日に実施した口頭意見陳述によると、その概要は以下のとおりである。

本件不開示情報は、利用目的を推察できる内容であり、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当し、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

本件不開示情報を開示すれば、証明書の請求目的が外部に知れることにより、請求者が利用しようとする業務に支障が出る可能性は否定できない。また、請求者等には依頼者の秘密を守る守秘義務が課せられているため、当該法人等の信頼を損ねることにつながる可能性がある。

よって、本件不開示情報を不開示とする決定は妥当である。なお、令和 7 年 7 月 29 日付三市第 572 号で行った部分開示決定で不開示とした部分のうち「法人電話番号」「弁護士名」「登録番号」「請求書番号」については、改めて、法及び社会通念等に照らして検討した結果、開示することが妥当であると認める。

5 前提となる事実

(1) 審査請求に至るまでの経過

ア 開示請求

審査請求人は、令和 7 年 7 月 15 日に法第 77 条第 1 項の規定により、本件個人情報の開示を請求した。

イ 開示決定

実施機関は、本件個人情報に記載された文書については、令和 7 年 6 月 2 日付戸籍謄本等職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)であると特定し、本件開示請求に対し、同年 7 月 29 日付三市第 572 号で、以下のとおり法第 78 条第 1 項第 2 号及び同第 3 号に該当する不開示情報にあたるとして部分開示決定を行い、職務上請求書の写しの以下の部分を不開示情報として黒塗りし審査請求人に送付した。

(不開示とした部分とその理由)

(ア) 利用目的が推察できる箇所、利用目的の種別にかかる業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由と具体的事由

法第 78 条第 1 項第 2 号該当

当該保有個人情報に記載されている利用目的が推察できる箇所、利用目的の種別にかかる業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由と具体的事由は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(イ) 印影、法人電話番号、弁護士名、登録番号、請求書番号

法第 78 条第 1 項第 3 号該当

当該保有個人情報に記載されている印影、法人電話番号、弁護士名、登録番号、請求書番号は法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

ウ 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 7 月 29 日付三市第 572 号の部分開示決定を不服として、同年 8 月 15 日に審査請求書を三田市長に提出した。

(2) 争いのない事項について

ア 不開示とする情報（依頼者の氏名又は名称、印影）

実施機関が不開示とした部分のうち「依頼者の氏名又は名称」「印影」については、審査請求人、実施機関双方とも主張をしておらず、不開示情報として扱うことに争いはない。

イ 開示する情報（法人電話番号、弁護士名、登録番号、請求書番号）

実施機関は、理由説明書の「第 3 審査請求人の主張とその主張に対する市の説明」のうち「2 市の説明」の(2)において、「改めて法律、社会通念等に照らして検討した結果、「開示することが適当である」と認め、開示します。」と述べており、審査請求人もこれを認容しているため、「法人電話番号」、「弁護士名」、「登録番号」、「請求書番号」については、開示する情報として扱うことに争いはない。

6 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求について、審査請求人からの審査請求書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの理由説明書、個人情報保護審査会における質問への回答及び口頭意見陳述を踏まえ、本件不開示情報について法第 78 条第 1 項第 2 号及び同第 3 号の該当性を審議した。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、理由説明書及び口頭意見陳述において、法第 78 条第 1 項第 2 号の「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張する。

しかしながら、法第 78 条第 1 項では、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含ま

れている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とし、実施機関に当該保有個人情報の開示義務があることを明確にし、例外的に不開示とされる場合を法第 78 条第 1 項第 1 号から第 7 号で規定している。

本人から開示請求があれば原則開示、その例外として不開示情報を定めている趣旨からすれば、実施機関の主張する「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、抽象的なおそれではなく、個別に検討し、具体的に特定の個人の権利利益を害すると判断できる場合に限り、不開示とすることができる。抽象的な理由で不開示情報に該当するとするならば、不開示情報の範囲が広がり、原則開示を定めた法の趣旨を損ないかねない。

したがって、実施機関が主張する「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するには、具体的に理由、根拠が示されるべきである。

次に、実施機関の説明では、本件不開示情報については、本人通知制度における通知、開示請求いずれも「開示しないこと」と本人通知制度登録申込時に説明を行っており、従来から一律に不開示として取り扱ってきたとの説明があった。このことから、「個人の権利利益を害するおそれ」について、実施機関が個別具体的に個人の権利利益を害するか否かを検討した事実を認めることはできない。

また、本件不開示情報には、業務の種類には「公正証書遺言作成 相続人調査業務」、依頼者について該当する事由には戸籍法第 10 条の 2 第 1 項の第 2 号に該当する旨のチェック、上記に該当する具体的事由には「公証役場」と記載されていたことが認められる。これらの事項程度の抽象的な記載が開示されたとしても、開示請求者以外の特定の個人、ここでは遺言書を作成しようとする者になると考えられるが、遺言書の作成という事情のみでは、その権利利益が具体的にどのように侵害されるかが明らかではなく、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

よって、本件不開示情報が開示されることによる具体的な開示請求者以外の個人の権利利益の侵害及びその理由、根拠が検討されておらず、抽象的な理由の記載のみをもって、「開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」とした部分開示決定には瑕疵があると判断せざるを得ない。

なお、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして、利用目的が推察できる箇所が開示情報として黒塗りされていることが認められるが、ここには請求する戸籍謄本等の必要な期間が示されているだけであり、本件不開示情報が法第 78 条第 1 項第 2 号の該当性を欠くのであるから、検討するまでもなく、当該箇所も法第 78 条第 1 項第 2 号に該当しない。

(2) 法第 78 条第 1 項第 3 号該当性について

実施機関は、理由説明書の「第 3 審査請求人の主張とその主張に対する市の説明」のうち「2 市の説明」の(1)において、本件不開示情報を不開示とした理由として「これは、証明書の請求目的が外部に知れることにより、請求者が利用

しようとする業務に支障が出る可能性は否定できないと考えるためであり、また、他者から依頼を受けた法人や弁護士等には依頼者の秘密を守る守秘義務が課せられているため、当該機関等の信頼を損ねることにつながる可能性があると考えられるためです。」(原文ママ)と、法第78条第1項第3号イの該当性も主張する。

本規定は、法人その他の団体に関する情報であって、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする規定である。

しかしながら、「(1) 法第78条第1項第2号該当性について」で検討したとおり、本規定の該当性についても、抽象的なおそれがあるだけでは足りず、具体的に理由、根拠が検討、示されるべきであり、実施機関がその検討をした事実も認められない。また、本件不開示情報を開示したとしても、弁護士の一般的な業務内容に関する記載であり、この記載をもって「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは言えない。

(3) 結論

以上の理由をもって、本件不開示情報は法第78条第1項第2号及び同第3号該当性を欠くことから、不開示情報にあらず、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

7 付言

これまで実施機関では、本人通知制度の運用に伴う保有個人情報の開示請求に対しては、利用目的等を一律的に不開示として運用してきたところである。しかしながら、開示請求者には審査請求人が主張するように不正請求でないか確認する権利がある。今後の実施機関における開示請求に対する運用にあたっては、開示する情報、不開示とする情報を定型的に判断することなく、当該情報の開示によって開示請求者以外の第三者や団体の権利利益が害されるおそれを個別具体的に検討したうえで、保有個人情報の開示に臨みたい。

【審議の経過】

諮問書の受理	令和 7年 8月 28日
個人情報部分開示決定理由説明書の受理	令和 7年 9月 11日
個人情報部分開示理由説明書に対する意見書の受理	令和 7年 10月 1日
第39回個人情報保護審査会(第1回審議) 【内容】審査請求人・実施機関の意見陳述、審議	令和 7年 10月 22日
第40回個人情報保護審査会(第2回審議) 【内容】審議	令和 7年 12月 3日
第41回個人情報保護審査会(第3回審議) 【内容】審議	令和 8年 1月 6日
答申年月日	令和 8年 2月 4日